

平成28年予算特別委員会（農政部審査）開催状況

開催年月日	平成28年3月17日（木）
質問者	日本共産党 佐野 弘美 委員 答弁者
	農政部長 土屋 俊亮
	農業経営局長 烏海 貴之
	農村振興局長 山田 恵二
	政策調整担当課長 桑名 真人
	畜産振興課長 宮田 大
	農業支援担当課長 河津 祐二
	農地整備課長 関藤 博臣

質問要旨	答弁要旨
<p>二 農業水利施設を活用した小水力発電の導入について</p> <p>私は、まず小水力発電について伺ってまいります。国は、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、電力の固定価格買取制度の導入や、支援制度の創設などにより、農村地域の小水力等の利活用を推進しています。農業水利施設を活用した小水力発電については、発電にコストがかかったとしても、再生可能エネルギーとして普及することで、長い目で見ると大きなプラスになるものと考えるところです。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>(一) 小水力発電の整備状況について</p> <p>小水力発電は、再生可能エネルギーの中でも、他の自然エネルギーに比べ、天候に左右されない安定的な発電であると考えております。</p> <p>このような中、全国における小水力発電の整備状況について伺います。</p>	
<p>(一) 一再質</p> <p>東北大震災前に比べて、昨年5月末時点で新たに10県10地区が水利施設を活用した小水力発電を造ったと承知していますが、その点については、どう評価するのでしょうか。特に長野県で3基695kW、岐阜県で2基322kWが新設されました。その特徴は何か、道として学ぶべき点はないか。認識を伺います。</p>	<p>(農地整備課長)</p> <p>小水力発電の整備状況についてありますが、農業用水を活用した小水力発電は、かんがい期間中に常に通水していることから、太陽光や風力に比べ、安定的に発電が可能となる一方、農業用水は、通水期間が限られており、1年を通じての発電ができないことから、設置にあたりましては、経済性を慎重に検討する必要があると考えているところでございます。</p> <p>このような中、農業農村整備事業で整備しました発電施設は、平成27年5月末時点の農林水産省調べで、全国45地区となっており、その最大出力の合計は、2万6千キロワットとなっております。</p> <p>(農地整備課長)</p> <p>他県の取組についてありますが、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、国が、平成24年7月に固定価格買取制度を導入し、売電による収益性が高まったことから、小水力発電への取組が進んだものと考えております。</p> <p>また、本道と比較しまして、他県の施設は、農業用水が1年を通して利用できることや、地形の高低差が大きいなど、発電能力が高いことも取組が進んでいる一因と考えております。長野県及び岐阜県の施設につきましても同様の状況と聞いております。</p>
<p>私は、この2県の特徴は原発が無いことだと考えます。原発が無いからこそ原発に頼らないエネルギーを推進できるという側面もあるのではないかでしょうか。北海道は全国一のポテンシャルがあるので、本来ならもっと先進的に取り組むべきだと思います。そこで次に本道の取組について伺います。</p>	

質問要旨	答弁要旨
<p>(二) 小水力発電の導入に向けた取組について 道として、農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向け、これまでどのような取組を行ってきたのか、また、その結果、どのような状況になっているのかお答えください。</p>	<p>(農村振興局長) これまでの道の取組についてでございますが、道では、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を円滑に推進するため、「基本整備計画」の策定ですとか、市町村や土地改良区で構成する協議会を設立いたしまして、技術研修会の開催や専門技術者の派遣などの支援を行うとともに、意向のある地域に対しましては、可能性調査を行うなど、小水力発電の導入環境の整備に努めてきたところでございます。 こうした中、オホーツク地域において、農業用ダムを管理する1市4町が、その施設を活用した小水力発電に取り組むこといたしまして、昨年12月、道に対しまして、施行の申請があったところでございます。</p>
<p>(二)一再質 道は、3年前の4定議会の我が会派の真下議員の質問に対し、小水力発電導入促進の課題に、施設建設に係る高コスト、通水期間が4ヶ月と短いこと、があると認め、国に対して、その解決を求め、解消に努めると答えており、当時16地区から事業の要望が上がっていましたが、それはどうなったのでしょうか。</p>	<p>(農村振興局長) 国への要望等についてでございますが、道では、小水力発電の導入を促進するため、電気事業法や河川協議等の手続き簡素化などの規制緩和につきまして関係団体と連携いたしまして、国に働きかけを行いまして、その結果、技術者の配置要件ですとか、水利権手続きの緩和が図られたところでございます。 一方、当時事業要望がございました16地区につきましては、地形の高低差ですとか、利用可能水量などの調査を施設管理者自らが行いました結果、やはり冬期間の通水が困難であることなど、多くの施設において、経済性が見込めないと判断されたところでございます。 こうした中、先ほど申しましたが、オホーツク地域の緑ダムというダムでございますが、施設管理者である1市4町が、より詳細な調査を行う中で、経済性が高いと判断されまして、昨年12月、道に対して、道営事業による施行申請が行われたところでございます。</p>
<p>(三) 整備する地区の概要について ただいま答弁された緑ダムについて、道営での整備に向けた申請があったとのことです、具体的な内容について伺います。</p>	<p>(農地整備課長) 整備の概要についてでございますが、本施設は、国営事業により造成されたかんがい目的の緑ダムに附帯する水路に発電施設を設置するものであります、この売電収入により、ダムや水路などの維持管理費の軽減を図ることとしております。 発電規模の見込みは、最大出力523キロワット、年間発電量2,125メガワットアワーで一般家庭の約590戸分の年間消費電力量に相当するものでございます。</p>
<p>(四) 導入に向けた取組の強化について 今後、小水力発電施設の導入に向け、道として、どのように取組を推進していくのか伺います。</p>	<p>(農政部長) 農業用水を活用した小水力発電に関し、今後の取組でございますが、本道におきましては、これまで多くの農業水利施設が整備されておりまして、農業用水を活用した小水力発電の導入は、エネルギーの地産地消はもとより、施設の維持管理費の軽減につながる重要な取組と考えてございます。 こうした中、これまで市町村や土地改良区が行ってきました可能性調査によりますと、発電効率の良い施設が確認される一方で、送電線との接続や、冬の期間の運転、あるいは管理などの課題も明らかになったところでございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
	<p>道いたしましては、オホーツク地域から申請がありました緑ダムに係る小水力発電の整備に向けて、速やかに調査計画を行いますとともに、経済性が高く、整備に向け検討を行おうとする地域に対しましては、引き続き、関係機関と連携して専門技術者の派遣を行うなど、農業用水を活用した小水力発電の導入に向けた取り組みを着実に進めてまいります。</p>
(四) 一再質	(農政部長)
三年前の質問で、推進協議会を設置、取組を強めると答えられてから、ようやく1箇所、しかもこれからとのことです。今までは、「全国で有数の潜在能力がある」と自負する道内の小水力発電は、遅々として進まないのではないかと心配です。	農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた取組についてでございますが、この農業水利施設を活用した小水力発電の導入というのは、地域の資源や農業用施設の有効活用とともに、施設の維持管理費の軽減につながる重要な取組と認識してございます。
道は、全国と連携して課題解決に努め、小水力発電施設を、いつまでに、どれだけつくるのかの目標数値を定めて、積極的に取り組むべきだと考えますが、道の決意を伺います。	しかしながら、本道は、通水の期間が短いこと、あるいは積雪寒冷で冬の期間における運転・管理体制の強化が必要となるなど、他の県とは異なる独自の課題もあるところでございます。
ここまで伺ってきて、一番のネックは経済性だと感じました。しかし、経済性だけではなく、他の角度から考える、例えば教育目的で小さな規模の発電を都市に近い管理しやすい地域に造るとか、水車のような観光資源にもなるもの、また、地域興しにもなるなど、部を超えて、また、各地の取組も活かして広く議論することが必要と考えます。まずは、一つ目の緑ダムが造られる、ここから更に取組を強めることを求めて、次の質問に移ります。	こうした中においても、道いたしましては、経済性が高く、整備に向けた検討を行おうとする施設管理者に対しましては、このたびの緑ダムでの導入事例なども情報提供をしながら、引き続き関係機関と連携し、技術的支援を行うなど、農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた取組を着実に進めてまいります。
二 TPP対策等について	
次に、TPP対策等について伺います。	
道は、平成25年3月に、関税が撤廃された場合の本道の農業への影響額を4,762億円と試算していますが、一方で、先般、2月に道が公表したTPP協定に伴う農産物の生産減少額は、337億円から478億円となっており、これは前回の試算のように、何も対策が取られなかった場合に比べて、影響額は10分の1の減少に止まり、道内の農業生産も維持されるとの見込みを示しているものです。	
つきましては、TPP協定に伴う影響試算額の考え方や対策などについて、以下数点、お伺いいたします	
(一) 離農に起因する生産量の減少について	(政策調整担当課長)
まず、道の影響試算額は、国の試算方法に即して行われていると承知していますが、先般の衆議院農林水産委員会で、農林水産大臣は、「離農に起因する生産量の減少は、今回の影響試算に考慮していない」との答弁を行っています。今回、道が行った影響試算においても、離農に起因する生産量の減少は考慮されていないのか伺います。	影響試算についてでありますが、国の試算では、TPPによる関税削減などに伴う生産額の減少を算出する一方、生産コストの低減や品質向上など、体質強化対策による収益性の向上などにより再生産が確保され、国内生産量は維持されると見込んでいます。
	今回、道においても、こうした国の方針に即して、生産額への影響を試算したものであり、離農に起因する生産量の減少は考慮しておりません。

質問要旨	答弁要旨
<p>(二) 影響試算の見直しと今後の取組について</p> <p>現状においても離農が進み、地域が疲弊しています。TPPでさらに進むと、地元や関係者が声を上げている中で、今回の道の影響試算は、全くもって過少な影響額と言わざるを得ません。影響試算の見直しを行なうべきと考えますが、今後、どのように取り組んでいく考えか伺います。</p> <p>(佐野委員)</p> <p>国の方では足りないと各方面から批判、不安の声が上がり、独自の影響試算をしている県もあります。国の方に従うだけでは、全く不十分だと指摘します。</p> <p>そこで、具体的に伺ってまいります。</p>	<p>(農業経営局長)</p> <p>影響試算についてでございますが、試算については、様々な前提の置き方がある中で、この度、國の方法を参考に一定の条件のもとで算出したものでございますが、TPPの影響は相当な長期に及び、今後、状況の変化や新たな課題が明らかになることも考えられますことから、引き続き、関係団体とも連携を図り、道内への影響について継続的に把握・分析を行なってまいりたいと考えでございます。</p>
<p>(三) 「担い手確保・経営強化支援事業」に関する取りまとめ状況等について</p> <p>道はこうした過少な影響試算額の下で、本定例会の冒頭にTPP関連対策を予算計上したところであり、私達は反対しましたが、結局議決されました。</p> <p>そこで伺いますが、国は、27年度補正予算で全国53億円を予算措置した「担い手確保・経営強化支援事業」について、道では11億円を予算計上したと承知していますが、道における要望と採択の状況はどのようにになっているのか伺います。</p>	<p>(農業支援担当課長)</p> <p>担い手確保・経営強化支援事業についてでございますが、本事業は、優れた経営感覚を備えた意欲ある農業者に対しまして、経営発展に必要な農業機械等の導入を支援することとし、事業費の2分の1以内の補助率で、上限額は個人の場合は1千5百万円まで、法人の場合は3千万円まで助成するものであります。</p> <p>道としては、国の予算額の53億円の概ね2割に当たる11億円を本議会冒頭補正予算に計上し、振興局を通じまして要望を取りまとめましたところ、93市町村から190地区、合計で64億円となりました。</p> <p>国費の配分に当たっては、国が定める配分基準に基づき、事業要望地区の農業者の現在の取組を点数化し、上位地区から予算の範囲内で採択される仕組みとなっております。全国の要望は予算額の4倍以上の242億円となり、全国的に高い点数の地区採択となりましたことから、本道への配分は19市町村、21地区、2億9千万円となったものであります。</p>
<p>(四) 採択に至らない理由について</p> <p>割当内示は21地区、2億9,000万円とのことですですが、道内においては93市町村、190地区から60億円を超える要望が出されたと承知しています。しかし採択されたのは、道が予算計上した11億円のわずか3割にも満たない状況に留まっています。例えば、旭川市では、31事業者が手を挙げたことから、市は約1億7千万の補正予算を組んだのですが、結局、採択されたのはゼロとのことです。なぜこのような事態に至ってしまっているのか、その理由を道はどうに考えているのか伺います。</p>	<p>(農業支援担当課長)</p> <p>事業採択の結果についてでございますが、本事業は、類似する経営体育成支援事業の補助率が10分の3、上限額が3百万円の助成に対しまして、補助率のかさ上げ措置等により、農業者の負担が軽減となりますことから、全国的に膨大な要望が出され、繰り返しになりますが、53億円の国費の予算額に対しまして、242億円の要望があったところであります。</p> <p>また、配分に当たっては、周年で労働力を雇用して規模拡大に取り組む法人や外部からの農業者育成に取り組む経営体などに高いポイントを与える配分基準としており、府県からはこのような経営体の要望が多く出されましたことから、配分対象地区の基準ポイントが27年度の経営体育成支援事業の3.0点に対しまして、本事業では8.5点と大幅に引き上がったことが要因と考えるところでございます。</p>
<p>(五) TPP対策としての効果について</p> <p>国のTPP関連対策予算は、農業経営の体质強化を目的としていると承知していますが、一方で、道内の要望額に十分応えきれるだけの予算規模になってしまいません。特に、「担い手確保・経営強化支援事業」については、国からの割当内示額が不十分と言わざるを得ません。道は、このような実態をどのように捉えているのでしょうか。</p>	<p>(農業経営局長)</p> <p>事業に関する今後の取組についてでございますが、本事業の本道への配分につきましては、先ほどご答弁したとおり、全国から国の予算額を遥かに超える要望が寄せられました結果、極めて高い点数を獲得した地区のみの採択となりましたことから、多くの地区からの要望に応えられていない状況となつたところでございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
(六) 「畜産クラスター事業」に関する国の予算状況について 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」、いわゆる「畜産クラスター事業」について、国及び道の予算措置状況及び道内の要望額の状況はいかがか。先程の「担い手確保・経営強化支援事業」と同様の事態は危惧されないのか伺ます。	<p>本事業は補正予算で創設されたものでございますが、道といたしましては、家族経営を主体とする本道において、経営面積の拡大や後継者の確保などの取組が評価されるなど、本道の実情に応じた仕組みのあり方について必要な検討を加え、継続実施に向け国に要請するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>(畜産振興課長) 畜産クラスター事業の予算状況についてでありますが、国は、平成27年度補正予算で、施設整備と機械導入をあわせて「畜産クラスター事業」として、610億円を措置したところです。</p> <p>これを受けまして、道では、28年度当初予算で、施設整備事業として補助金ベースで151億円を計上し、現在、道内の事業実施要望を取りまとめているところですが、100億円程度の要望が見込まれており、今後、内容を精査の上、3月下旬を目途に地域のクラスター計画と事業実施計画を国に提出し、4月以降に国から配分額が通知される予定となっているところです。</p> <p>国では、地域の計画をポイントに基づき評価し、都道府県への補助金の配分を決定することとしていることから、道といたしましては、関係者とともに、クラスター計画の磨き上げを行い、できるだけ多くの地域が採択されるよう努めてまいり考えでございます。</p>
(七) TPP関連対策全体の状況について いずれも大規模化が条件になっています。家族経営を中心とした多様な農業が必要だと言いながら、今、取り上げたこれらの事業ですら予算措置した分に、全て対応しきれていないではありませんか。これでは、とてもTPP対策とは言えないのではないでしょうか。 TPP関連対策について、事業規模と効果を注視の上、影響試算の見直しにも反映すべきと考えますが、いかがか伺います。	<p>TPPの関連対策についてでございますが、道といたしましては、大きな影響が見込まれます酪農・畜産分野をはじめ、本道農業が、TPPによる新たな国際環境のもとでも、引き続き、再生産可能となるように取り組んでいくことが何よりも重要と考えまして、生産性や品質の向上など体質強化に積極的に取り組んでいくために、今年度の補正予算及び来年度の予算案におきまして、関連予算を計上したところでございます。</p> <p>こうした予算を効率的かつ効果的に活用をしながら、経営の安定や担い手の方々の確保、そして生産力と競争力の強化などに向けた施策を総合的に推進してまいりますとともに、TPPの影響は相当な長期に及びまして、今後、状況の変化や新たな課題が明らかになることも考えられることから、関係団体とも連携を図り、引き続き、道内への影響について、継続的に把握・分析を行うなど適切に対応してまいり考えでございます。</p> <p>(農政部長)</p>
(八) 国会決議と政府見解について 2013年4月の国会において、米や麦などの重要5品目を引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とするとの決議がなされたところであります。道においても同様の立場であると承知しています。ところが、先般、3月7日の参議院予算特別委員会において、石原経済再生担当大臣は「TPPに『除外』はない」と答えるとともに、安倍首相におかれても「『除外』という言葉は最初から協議のテーブルに載っていない」と述べるなど、日本は当初から「除外」を求めていなかったことを事実上、認めしたことにはかなりません。これは明らかに国会決議に反するのではないかでしょうか。政府の国会における	<p>国会決議についてでございますが、今回の大筋合意においては、農産物の重要5品目を中心に、関税の引き下げや輸入枠の拡大などがなされた一方、関税撤廃の例外をはじめ、国家貿易制度の維持、セーフガードの確保などが盛り込まれたところでございます。</p> <p>政府は、経営安定対策や体質強化対策など再生産が可能となるよう国内対策を講じていくこととし、総理を本部長とするTPP総合対策本部を設置しますとともに、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、先般、TPP関連予算を含む平成27年度補正予算を措置したほか、法制化に向けた準備が進められているところでございます。</p> <p>(農業経営局長)</p>

質問要旨	答弁要旨
説明について、道は、今でも国会決議が守られていると考えているのか、認識を伺います。	さらに、今年の秋を目途に、TPPの中長期的な農林水産業対策をとりまとめるとしており、道としては、こうした将来にわたる取組と併せて、国会での議論がなされるものと考えております。
(九) 関税削減の見直しに関する認識について TPPの協定文には、「関税を引き上げてはならない」、「漸進的に関税を撤廃する」、「関税の撤廃時期の繰り上げを検討するための協議をする」など、関税の見直しに関する規定がある一方で、見直しに関する除外規定がないということは、全て「関税に関する見直しの対象になる」と解釈されるのですが、道の見解はいかがか伺います。	(政策調整担当課長) TPPへの対応についてありますが、TPP協定では、日本は、米国(アメリカ)、豪州(オーストラリア)など5か国と、要請があれば発効7年後に再協議することが規定されておりますが、安倍首相は、「合意は、全体のバランスで成り立っており、再協議をしても、日本の国益を害するものには合意しない」、石原大臣も「重要5品目については、再協議にも応じない」旨の発言をされていると承知しております。 いずれにいたしましても、TPPの影響は長期にわたることから、引き続き、国や関係団体と連携しながら、幅広く情報収集に努めるとともに、今後、状況の変化や新たな課題が生じることも考えられることから、継続的な影響の把握や分析を行いつつ、将来にわたって、意欲ある担い手が希望を持って経営に取り組み、本道の基幹産業である農業が持続的に発展できるよう、必要となる対策を着実に推進してまいります
(佐野委員) 大臣は、再協議にも応じないと言っていますが、実際には、そうはならないでしょう。このままTPPを批准することは、非常に危険であり、批准には絶対応じるべきではありません。 このような答弁では、到底納得できませんので、知事に直接伺いたいと思います。委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。	